

島根県特定非営利活動法人支援融資要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 〔略〕</p> <p>(融資条件)</p> <p>第5条 融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 融資利率 年<u>1.32</u>パーセントとする。ただし、国等の つなぎ資金は、年1.5パーセントとする。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>第6条～第12条 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年5月12日から施行する。 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 〔略〕</p> <p>(融資条件)</p> <p>第5条 融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 融資利率 年<u>1.24</u>パーセントとする。ただし、国等の つなぎ資金は、年1.5パーセントとする。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>第6条～第12条 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年5月12日から施行する。 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>